

## 給食施設栄養管理報告書記入要領（学校・児童福祉施設・事業所・寄宿舎用）

今年度6月の実績について報告してください。

番号	項目	記入要領
No.1	報告書記載者	・この報告書を記載した方の職名及び氏名を記載してください。
No.2	業務委託の有無	・給食業務を委託している場合は「有」に、していない場合は「無」にチェックしてください。
No.3	業務委託の内容	・委託をしている場合は、その内容について該当する項目をチェックしてください。（複数回答可） ・その他には、主食の外部委託など例示以外に行っていることを記載してください。
No.4	委託会社名または委託先	・委託会社名または委託先を記載してください。
No.5	上記会社との委託開始年月	・No.4で記載した会社との委託開始年月を記載してください。 ・調理業務を委託している場合、委託内容が確認できる契約書の有無について記載してください。
No.6	管理栄養士・栄養士について	・今年度の6月1日現在の職員等の状況を記載してください。 ・この報告書で、常勤とは週4日以上かつ1日6時間以上の勤務状況を言い、それ以外は常勤以外としてください。 ・栄養士・管理栄養士については、施設側から最大4名まで、委託先等がある場合には委託先等から最大2名まで（下2段に）記載してください。
No.7	スタッフ数について	・今年度の6月1日現在の職員等の状況を記載してください。 ・この報告書で、常勤とは週4日以上かつ1日6時間以上の勤務状況を言い、それ以外は常勤以外としてください。
No.8	給食数・許可病床数、入所定員	・施設の病床・定員数を記載してください。 ・食事の開始時間を記載してください。 ・平均的な食数の日を選び、給食数（1日分）を記載してください。 ・この報告書では、おやつは食数として取り扱いませんので、食数にはおやつを含めないでください。
No.9	給食会議 実施状況	・該当するところに記載または、チェックをしてください。 ・この報告で給食会議とは、管理栄養士や調理師など栄養部門担当者以外の職種も参集する会議をいいます。
No.10	給食会議 構成メンバー	・該当するところに記載または、チェックをしてください。 「各管理者」には、施設長、院長、学校長、園長を含みます。 「医師等」には、学校医、嘱託医を含みます。 「介護・看護担当者」には、養護教諭、保健主事を含みます。
No.11	身体状況、栄養状態等の定期的把握	・該当するところにチェックをしてください。（複数回答可） ・そのほかにチェックをした場合は、（ ）内に例示以外に把握している項目を記載してください。
No.12	嗜好などの把握	・該当するところにチェックまたは、記載してください。 ・アンケートなどにより全体の状況を把握している場合は、「全体的に把握している」にチェックをし、調査の頻度を記載してください。 ・その他にチェックをした場合は、その内容を（ ）内に具体的に記載してください。
No.13	食物アレルギーの対応	・該当するところにチェックまたは、記載してください。 ・有にチェックをした場合は、該当する項目をチェックしてください。
No.14	食事摂取量の把握	・該当するところにチェックまたは、記載してください。 ・残食調査などにより全体の状況を把握している場合は、「全体的に把握している」にチェックをし、調査の頻度と方法を記載してください。 ・その他にチェックをした場合は、その内容を（ ）内に具体的に記載してください。
No.15	施設における肥満及びやせの割合について	・施設における3歳以上の利用者について「肥満」「普通」「やせ」の割合を算出し記載してください。 ※次ページ参照
No.16	施設における食事の基準（給与栄養目標量）の設定根拠について	・設定根拠について該当する項目をチェックしてください。 ・その他にチェックをした場合は、その内容を（ ）内に具体的に記載してください。

番号	項目	記入要領
No.17	施設における食事の基準(給与栄養目標量)の設定方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与栄養目標量の設定方法について該当する項目をチェックしてください。</li> <li>・その他にチェックをした場合は、その内容を( )内に具体的に記載してください。</li> </ul>
No.17-2	第2次健康おたる21に関わる指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般食(常食)について、各項目に数値を記載してください。</li> </ul>
No.18	施設における食事の基準(給与栄養量)の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与栄養量の評価について該当する項目をチェックしてください。</li> <li>・その他にチェックをした場合は、その内容を( )内に具体的に記載してください。</li> </ul>
No.19	献立表の掲示等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・献立表を掲示しているか否かを回答してください。</li> <li>・主要成分のうち、表示している項目をチェックしてください。(複数回答可)</li> </ul>
No.20	栄養情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する栄養指導の実施の有無等について、該当するものにチェックをし、前年度(年間)の実施回数等を記載してください。</li> <li>・情報提供の状況について、該当するものにチェックをしてください。(複数回答可)</li> </ul>
No.21	災害等に備えた対応体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時と事故時別に、該当するところにチェックをしてください。</li> <li>・食事の供給体制とは、他の施設との協定や業務委託などをいいます。</li> </ul>
No.22	災害等に備えた設備等の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・該当するところにチェックまたは、記載してください。</li> </ul>

No.15	施設における肥満及びやせの割合について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肥満度の算定は、成人(18歳以上)以外は満年齢ではなく学年(幼児にあたっては年齢クラス)単位で行い、肥満傾向及びやせ傾向に該当する者の数を男女別に記入してください。</li> <li>・肥満度は、次式などから得られた結果により判定してください。</li> </ul> <p>&lt;幼児(3~5歳)&gt;</p> <p>幼児身長体重曲線(性別・身長別標準体重)を用いた判定方法として、「肥満」については、+15%以上、「やせ」については、-15%以下としてください。</p> <p>「幼児の肥満度判定区分の簡易ソフト」&lt;国立保健医療科学院の掲載ページにリンク&gt;  <a href="http://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatuiku/">http://www.niph.go.jp/soshiki/07shougai/hatuiku/</a></p> <p>(当該ソフトは、名前、生年月日、測定日、身長(cm)、体重(kg)を入力すれば、3歳以上の肥満度判定区分を簡単に確認できます。</p> <p>&lt;児童・生徒&gt;</p> <p>学校保健統計調査方式(性別・年齢別・身長別標準体重)を用いた判定方法とし、「肥満」については、+20%以上、「やせ」については、-20%以下としてください。</p> $\text{肥満度(過体重度)} = \frac{\text{【実測体重(kg) - 身長標準体重(kg)】}}{\text{身長別標準体重(kg)}} \times 100$ <p>※身長別標準体重(kg) = a × 実測身長(cm) - b  aとbの値は別表とおり</p> <p>&lt;成人(18歳以上)&gt;</p> <p>BMI(Body mass index)を用いた判定方法とし、「肥満」については、BMI25.0以上、「やせ」については、BMI18.5未満としてください。</p> $\text{BMI(Body mass index)} = \text{体重(kg)} \div \text{身長(m)} \div \text{身長(m)}$																																																																								
			<p>(別表)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">係数 年齢</th> <th colspan="2">男</th> <th colspan="2">女</th> </tr> <tr> <th>a</th> <th>b</th> <th>c</th> <th>d</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>0.386</td><td>23.699</td><td>0.377</td><td>22.750</td></tr> <tr><td>6</td><td>0.461</td><td>32.382</td><td>0.458</td><td>32.079</td></tr> <tr><td>7</td><td>0.513</td><td>38.878</td><td>0.508</td><td>38.367</td></tr> <tr><td>8</td><td>0.592</td><td>48.804</td><td>0.561</td><td>45.006</td></tr> <tr><td>9</td><td>0.687</td><td>61.390</td><td>0.652</td><td>56.992</td></tr> <tr><td>10</td><td>0.752</td><td>70.461</td><td>0.730</td><td>68.091</td></tr> <tr><td>11</td><td>0.782</td><td>75.106</td><td>0.803</td><td>78.846</td></tr> <tr><td>12</td><td>0.783</td><td>75.642</td><td>0.796</td><td>76.934</td></tr> <tr><td>13</td><td>0.815</td><td>81.348</td><td>0.655</td><td>54.234</td></tr> <tr><td>14</td><td>0.832</td><td>83.695</td><td>0.594</td><td>43.264</td></tr> <tr><td>15</td><td>0.766</td><td>70.989</td><td>0.560</td><td>37.002</td></tr> <tr><td>16</td><td>0.656</td><td>51.822</td><td>0.578</td><td>39.057</td></tr> <tr><td>17</td><td>0.672</td><td>53.642</td><td>0.598</td><td>42.339</td></tr> </tbody> </table>	係数 年齢	男		女		a	b	c	d	5	0.386	23.699	0.377	22.750	6	0.461	32.382	0.458	32.079	7	0.513	38.878	0.508	38.367	8	0.592	48.804	0.561	45.006	9	0.687	61.390	0.652	56.992	10	0.752	70.461	0.730	68.091	11	0.782	75.106	0.803	78.846	12	0.783	75.642	0.796	76.934	13	0.815	81.348	0.655	54.234	14	0.832	83.695	0.594	43.264	15	0.766	70.989	0.560	37.002	16	0.656	51.822	0.578	39.057	17	0.672
係数 年齢	男		女																																																																							
	a	b	c	d																																																																						
5	0.386	23.699	0.377	22.750																																																																						
6	0.461	32.382	0.458	32.079																																																																						
7	0.513	38.878	0.508	38.367																																																																						
8	0.592	48.804	0.561	45.006																																																																						
9	0.687	61.390	0.652	56.992																																																																						
10	0.752	70.461	0.730	68.091																																																																						
11	0.782	75.106	0.803	78.846																																																																						
12	0.783	75.642	0.796	76.934																																																																						
13	0.815	81.348	0.655	54.234																																																																						
14	0.832	83.695	0.594	43.264																																																																						
15	0.766	70.989	0.560	37.002																																																																						
16	0.656	51.822	0.578	39.057																																																																						
17	0.672	53.642	0.598	42.339																																																																						